

(優劣関係)

第30条 本規定は契約者と弊社との間の本サービスに関する一切の關係に適用するものとし、本規定と抵触する契約条項はこれを排除し、本規約が優先して適用されるものとし、

(損害賠償)

第31条 契約者が、契約者の故意又は過失に基づき、本規定の違反により弊社に損害を与えた場合、契約者は、直接かつ現実に生じた損害を賠償する責めを負うものとします。

2. 契約者が本サービスの利用により第三者に対し損害を与えた場合又は第三者からクレーム等の請求がなされた場合、契約者は、弊社の責に帰すべき事由による場合を除き、自己の責任でこれを解決し、弊社にいかなる責任も負わせないものとします。

3. 弊社は、弊社の故意又は過失に基づき、本規定の違反により契約者に損害を与えた場合、弊社は直接かつ現実に生じた損害を賠償する責めを負うものとします。

4. 弊社が契約者に対し損害賠償責任を負う場合、弊社が負担する賠償金の累積額は、契約者が弊社に支払った本サービスの利用料金の直近12ヵ月分の合計額(12ヶ月に満たない場合は弊社に支払った利用料金の総額)を上限とします。

(反社条項)

第32条 契約者及び弊社は、次に該当する者が反社会的勢力(暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標榜ゴロ、政治活動標榜ゴロ、特殊知能暴力集団及びこれらに準じるものをいう。以下同じ)であること、又は反社会的勢力と関与したことが判明した場合、何らの事前の通知、催告なしに、直ちに本契約を含む相手方とのすべての契約の全部又は一部につき、何らの責任を負うことなく、その債務の履行を停止し、また停止することなく直ちに解除することができます。

①相手方

②相手方の特別利害関係者(役員、その配偶者及び二親等内の血族、これらの者により議決権の過半数が所有されている会社ならびに関係会社及びその役員をいう)

③相手方の重要な使用人

④相手方の主要な株主又は主要な取引先

⑤前各号に掲げる者のほか、相手方の経営を實質的に支配している者

2. 契約者及び弊社が前項に該当する場合において相手方から請求されたとき、該当者は、相手方に対するすべての債務(本契約による債務に限定されない)について、当然に期限の利益を失い、直ちに債務全額を現金にて相手方に支払わなければならないとします。

3. 契約者及び弊社は、相手方が本契約に関連して、第三者と委託契約等(以下「関連契約」という)を締結する場合又は締結している場合において、関連契約の当事者又は代理もしくは媒介をする者が反社会的勢力に該当していることが判明したときは、相手方に対し、関連契約を解除するなど必要な措置をとるよう求めることができます。

4. 契約者及び弊社は、相手方が前項の措置を講じない場合、何らの事前の通知、催告なしに、直ちに相手方とのすべての契約の全部又は一部につき、何らの責任を負うことなく解除することができます。

5. 本条に基づく契約の解除は、相手方に対する損害賠償の請求を妨げず、第31条(損害賠償)4項に定める賠償金上限の定めを適用しません。

(権利義務の譲渡制限)

第33条 契約者及び弊社は、相手方の書面による事前承諾を得ることなく、契約上の権利又は義務の全部又は一部を第三者に貸与し、譲渡し又は担保提供等できないものとします。

(紛争の解決)

第34条 本規定の条項又は本規定に定めのない事項について紛議等が生じた場合、双方誠意をもって協議し、できる限り円満に解決するものとします。

2. 本契約に関する準拠法は、日本国法とします。

3. 本契約に関する紛争は大阪地方裁判所又は大阪簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

2011年02月01日 制定

2011年12月01日 改定

2012年05月15日 改定

2012年07月26日 改定

2016年12月01日 改定

2018年06月01日 改定

2019年07月01日 改定

2023年02月20日 改定